

「みりよく発信」二地域居住・移住希望者市営住宅提供事業要領

1 目的

『「みりよく発信」二地域居住・移住希望者市営住宅提供事業』は、本市へ移住・定住する契機とするため、若者等を対象に白河体験のための滞在住宅として市営住宅の空き住戸を一定期間低廉な使用料で提供し、関係人口の創出拡大や将来的な市内への移住・定住を促進することを目的とする。

2 提供の手法

行政財産の目的外使用許可

3 使用許可対象住戸

使用許可対象住戸は、外面市営住宅団地、石久保市営住宅団地（5号棟を除く）、関川窪市営住宅団地（2・3号棟を除く）の空き住戸とする。

4 使用許可対象者

対象者は、次の全てに該当する者とする。

- (1) 市外（西白河郡及び東白川郡管内を除く）から、市内へ移住を検討していること又は市内での起業を検討していること。（同居者含む）
- (2) 3ヶ月以上1年以内の使用を希望していること。
- (3) 暴力団構成員でないこと。（同居者含む）
- (4) SNSで移住又は起業に向け取組や市内での活動及び白河地方を中心とした魅力について情報発信すること。（SNSのプライバシー設定を「公開」とし、ハッシュタグ「#しらかわ暮らし」を付し投稿すること）
- (5) 団地の自治会活動等へ参加すること。
- (6) 申請日時時点で18歳以上59歳以下であること。

5 申請方法等

(1) 申請窓口

白河市建築住宅課

(2) 提出書類

ア 申請

- ・ 行政財産使用許可申請書
- ・ 誓約書
- ・ 緊急連絡人届出書
- ・ 住民票（使用者及び同居者）

- ・ 緊急連絡人確認資料（免許証、健康保険証、パスポート等の写し）
 - ・ 上記に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- イ 使用期間延長等
- ・ 行政財産使用許可変更申請書
- ウ 使用終了
- ・ 行政財産使用終了届
 - ・ 「みりよく発信」二地域居住・移住希望者市営住宅提供事業報告書

6 使用許可、費用負担等

(1) 事業実施の流れ

- ア 対象者は、使用を希望する場合、5(2)アの書類を市長に提出する。
- イ 市長は、提出された申請書類を審査し適正であると判断した場合、使用を許可する。（使用可否の通知は申請書受理から10日程度（土、日、祝日を除く）とする）
- ウ 市長は、使用者の使用開始希望日を確認し、ハウスクリーニング及び家財等を設置する。また、必要に応じ修繕する。
- 家財等は以下の中から申請者と調整の上、予算の範囲内で設置する。
- ・ カーテンレール（居室、ダブル）
 - ・ カーテン（居室、ドレープ及びレース）
 - ・ エアコン（8畳用程度1台）
 - ・ 照明器具（居室3箇所）
 - ・ コンロ（2口、グリル付き）
 - ・ 冷蔵庫（110L程度）
 - ・ 電子レンジ（750W程度）
 - ・ 液晶テレビ（32型程度）
 - ・ 洗濯機（4.2Kg程度）
 - ・ ガス瞬間湯沸し器（5号程度）
 - ・ 網戸（居室3箇所）
 - ・ その他必要と認められるもの
- エ 市長は、使用許可をしたときに、直ちに使用料（申請者が駐車場の使用を希望する場合は、駐車場使用料を含む）を調定し、使用期間に応じた額を徴収するものとする。
- オ 市長は、使用料の納付が確認された場合、使用開始時に鍵を引き渡すとともに使用開始に立会いする。
- カ 市長は、4(4)、(5)について、必要に応じ活動内容を確認する。
- キ 使用者は、使用許可を延長しようとする場合、使用許可期間満了日の30日前

(当該日が土、日、祝日の場合はその翌日)までに5(2)イの書類を市長に提出する。

ク 市長は、キの書類を審査し、適正であると判断した場合、使用許可する。

また、直ちに使用料を調定し、使用期間に応じた額を徴収するものとする。

なお、納期限までに使用料が納付されない場合は、使用許可を取り消す。

ケ 使用者は、退去する場合、退去する日の10日前までに5(2)ウの書類を市長に提出する。

コ 市長は、使用者から5(2)ウの書類の提出があった場合、使用者立会いの上で住戸及び家財等を確認し、通常の使用によらない過失・故意による毀損の有無を確認する。該当箇所があった場合、使用者は自らの負担により速やかに修繕する。該当箇所以外は市において修繕する。

サ 使用者は、退去する際に市長から貸与された鍵(スペアキーを含む)を返却する。返却できない場合は、シリンダーの交換費用を市長へ支払う。

(2) 使用期間

原則として、3か月とする。ただし、当初申請の終期は、申請する年度を越えない期間とする。延長は、3か月単位とし最長1年間まで延長可とする。

(3) 使用料等

ア 住戸使用料は月額9,000円とし、日割りによる減額は行なわない。

イ 駐車場は1住戸1台とする。ただし、空がある場合はこの限りではない。

駐車場使用料は各団地で設定されている使用料とする。

ウ 使用者は、各使用料を市が発行する納入通知書により、使用開始前に納入する。

エ 高熱水費、共益費、自治会費は、使用者が負担する。

オ バランス釜式給湯器付きの浴槽のリース又は買取費用は使用者が負担する。

カ 使用者の費用負担による使用終了時の修繕は免除する。ただし、使用者の故意又は過失により住宅(設備等を含む)又は家財等を毀損したと認められる場合、使用者は原状回復等の費用を負担する。

(4) 使用者の保管義務

使用者は、市営住宅等の使用(入居)のルールを厳守する。

なお、市長は、使用者が次の事項に該当した場合、使用許可を取り消すことができる。

- ・ 申込内容に不正があった場合
- ・ 団地内の施設を故意に毀損させた場合
- ・ 危険な物品を製造又は保管した場合
- ・ 近隣への迷惑行為があった場合、又は団地内で犬、猫等の動物類の飼育をした場合
- ・ ~~使用料を滞納した場合~~

- ・ 納期限までに使用料が納付されない場合
- ・ 自治会のルール（共益費、自治会費の負担、駐車場使用に関する事など）に従わない場合
- ・ 申請者本人若しくは同居する方が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団であった場合

7 その他

(1) 使用者の対応

- ・ 使用開始・終了時に管理人へ挨拶すること。（共益費、駐車場、共同ルールの確認）
- ・ 使用終了時に清掃及び荷物搬出（備付け備品以外）をすること。
- ・ 使用開始・終了時に各種（電気・ガス・水道等）手続きをすること。

(2) 市の対応

- ・ 使用者へ管理人の基本情報を伝えること
- ・ 使用開始前又は使用開始時に入居に関してのルールや各種手続きについて説明すること。
- ・ 必要に応じ、4(3)の確認を関係機関に照会すること。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。